

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
西之表市	出産・育児	子ども医療費助成制度	<p>★ 1 対象者：18歳までの子ども</p> <p>2 助成額</p> <p>①保険診療による医療費の自己負担金が全額助成されます。</p> <p>②家族療養附加金および法令により国または地方公共団体の負担による医療の給付があった場合はその額を控除します。</p> <p>③保険者による高額療養費が支給される場合はその額を控除します。</p> <p>④健康保険の対象でない費用(健康診断・予防注射等)は助成されません。</p> <p>⑤院外処方せんによる調剤薬局の保険医療費も助成の対象になります。</p> <p>3 助成を受けるには、受給資格者の登録が必要になります。</p> <p>手続きには、次の書類等が必要になります。</p> <p>①子ども医療費助成金受給資格者登録申請書</p> <p>②健康保険証(お子さんとお子さんを扶養される方の医療保険証)</p> <p>③振込先の口座が確認できる預金通帳かキャッシュカード</p> <p>④認印(朱肉を使用するもの)</p> <p>4 助成方法</p> <p>○鹿児島県内の医療機関を利用するとき</p> <p>医療機関の窓口にて、子ども医療費助成金受給資格者証を提示し自己負担金を支払ってください。</p> <p>通常診療月の翌々月に、自動的に保険診療分の助成金が指定した口座に振り込まれます。(自動償還払い)</p> <p>※医療機関に受給資格者証の提示をしなかった場合は、自動的に助成金を支払うことができません。</p> <p>支給申請書による申請手続きが必要になります。</p> <p>*平成30年10月診療分より、住民税非課税世帯の未就学世帯については、現物給付も可能となりました。</p> <p>○鹿児島県外の医療機関を利用するとき</p> <p>県外の医療機関では、受給資格者証は使えません。保険診療分の自己負担について、支給申請書による申請手続きが必要になります。支給申請書に医療機関等の証明を受け(医療機関の発行した受診者、診療年月日、点数等の明示された領収書の添付でも可)、福祉事務所に提出してください。</p>
西之表市	出産・育児	ファミリー・サポート・センター事業	<p>★ 子育ての応援をしてほしい方と子育てのお手伝いをしたい方を会員として組織を作り、地域において会員同士が相互に援助活動を行うことで安心して子育てができる環境の整備をめざしています。</p> <p>(1)「にしのおもてしファミリー・サポート・センター」を利用するには会員登録が必要です。</p> <p>ただいま「おねがい会員」と「まかせて会員」を募集しています。</p> <p>(2)会員の要件</p> <p>おねがい会員(子育ての手助けをしてほしい方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 西之表市内に住所登録をしている方で、生後3ヶ月以上の乳幼児、または小学生の育児をしている方。(ただし、育児の援助をしてほしい方は市内に勤務している方、家事の援助をしてほしい方は妊娠中の方も含まれます。) <p>(3)登録方法</p> <p>入会申込用紙に必要事項を記入、押印の上、子育て支援センターに提出してください。(入会申込用紙は福祉事務所にもあります。)</p> <p>(4)援助できる内容(まかせて会員がすること・できること)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保育所等の保育開始時間まで、子どもを預かる ② 保育所等の保育終了後、あるいは学童保育終了後、あるいは学校の放課後、子どもを預かる ③ 保育所までの送迎 ④ 子どもの軽度の病気の場合において、子どもを預かる ⑤ 冠婚葬祭又は他の子どもの学校行事の際に子どもを預かる ⑥ 買い物等外出の際に子どもを預かる ⑦ 産前産後のおねがい会員に対する家事・育児の援助 ⑧ その他、おねがい会員の仕事と育児の両立のために必要な援助 <p>・支援が必要になったら、センターへご連絡ください。</p>
西之表市	出産・育児	子育て応援券支給事業	<p>★ 地域の消費喚起、子育て世帯の経済的負担の支援を行うため、紙おむつ、粉ミルク、おしり拭き等乳幼児の衣食に係る商品と交換できるチケットを交付します。</p> <p>子育て応援券とは…西之表市内の指定された店舗で、乳幼児の衣食にかかる商品と交換することのできる1枚1,000円相当の券になります。</p> <p>支給対象者…出生時に本市に住所を有している乳幼児と、満1歳時に本市に住所を有している乳幼児の保護者の方。(生活保護受給者は除きます)</p> <p>支給枚数…対象乳幼児1人あたり、出生時に60枚(60,000円分)、満1歳時に12枚(12,000円分)を支給します。</p> <p>申請方法…出生届提出の際に、福祉事務所の窓口にお越しください。満1歳の誕生日の翌月に福祉事務所からご自宅に通知を差し上げますので、通知文書と印鑑を持って福祉事務所へお越しください。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
西之表市	出産・育児	放課後児童クラブ	<p>★ 労働等により昼間保護者が不在となる子どもたちの放課後の安全を見守り、適切な遊びと生活の場を提供し、子どもの健やかな成長を地域全体で見守る環境を整えます。</p> <p>【活動内容】 児童の健康管理・安全確保、遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上</p> <p>【児童クラブの名称・連絡先】 榕城児童クラブ(西之表市西之表9786番地) TEL 0997-23-0217 若宮児童クラブ(西之表市西之表16314番地4) TEL 0997-22-0600 めいろう児童クラブ(西之表市西之表10050番地) TEL 0997-22-1636 古田っ子クラブ(西之表市古田1221番地) TEL 0997-28-3977 住吉児童クラブ(西之表市住吉3363番地1) TEL 0997-23-8015 国上児童クラブ(西之表市国上2119番地) TEL 0997-28-0036 風本児童クラブ(西之表市現和6232番地) TEL 0997-25-0058</p> <p>【対象児童】 小学1年～6年生までの児童</p> <p>【入所方法等】 直接児童クラブに申し込みます。詳細については、各児童クラブへお問い合わせください。</p>
西之表市	出産・育児	離島地域不妊治療支援事業助成金	<p>★ 特定不妊治療に要した交通費・宿泊費の約3分の2を助成する事業です。</p> <p>1回の治療(採卵から妊娠まで、または治療中止まで)につき夫婦で9回往復(鹿児島本土までの船または飛行機)の交通費と、上限5000円の15泊分の宿泊費の約3分の2を助成します。</p> <p><<助成の対象者>> (1)西之表市に住所を有していること。ただし、夫婦の住所が異なる場合にあっては、妻が西之表市に住所を有する場合を助成対象とします。 (2)県から特定不妊治療費の助成(鹿児島県不妊治療費助成事業実施要綱に基づく助成)を受けた夫婦とします。 (3)夫婦ともに市税を滞納していないこと。</p> <p><<申請方法>> 申請には、次の書類を提出してください。1回の治療(採卵から妊娠まで、または治療中止まで)が終了するごとに申請してください。</p> <p><<必要書類>> 申請時には、次の書類を添付してください。 (1)指定医療機関が発行する不妊治療費助成事業受診等証明書の写し (2)指定医療機関が発行する特定不妊治療費領収書の写し (3)交通費及び宿泊費の領収書の写し (4)市税を滞納していないことの証明書 (5)県が発行する不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し</p>
西之表市	出産・育児	特定不妊治療費助成事業	<p>★ 体外受精及び顕微鏡受精による特定不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費用の一部を助成する事業です。</p> <p>特定不妊治療に要した費用(食事代等の直接治療に関係のない費用を除く)から県不妊治療費助成事業により支給された助成額を除いた費用に対し、1回あたり10万円を上限に助成します。</p> <p><<助成の対象者>> (1)法律上の婚姻をしていること。 (2)夫又は妻のいずれか一方もしくは両方が、助成の申請費において市内に住所を有していること。 (3)特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された夫婦であること。 (4)妻の年齢が43歳未満であること。 (5)県の不妊治療費助成事業承認決定を受けた夫婦であること。 (6)合計所得が730万円未満であること。 (7)夫婦ともに市税等を滞納していないこと。</p> <p><<助成回数>> 治療期間における妻の開始年齢が40歳未満の場合は通算6回まで。40歳以上である場合は3回まで。 ただし、他市町村で既に助成を受けている場合はその助成回数を除く。</p> <p><<申請方法>> 申請には、次の書類を提出してください。1回の治療(採卵から妊娠まで、または治療中止まで)が終了するごとに申請してください。</p> <p><<必要書類>> 申請時には、次の書類を添付してください。 (1)指定医療機関が発行する不妊治療費助成事業受診等証明書の写し (2)指定医療機関が発行する特定不妊治療費領収書の写し (3)法律上の婚姻関係を証明できる書類(戸籍謄本) (4)住所を確認できる書類(住民票等) (5)市税を滞納していないことの証明書 (6)県が発行する不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し</p>